

平成28年度 第5回 新潟在宅ケアねっと研修会

ミニレクチャー②

訪問栄養指導

医療保険と介護保険による訪問栄養指導とは

- 対象・・・医師が、ご家庭での栄養や食事の管理が必要と判断した場合で、通院などが困難な方が利用できるサービス

医療保険	介護保険
<ul style="list-style-type: none">■在宅患者訪問栄養食事指導●医療機関が、通院が困難な在宅療養患者に対し、医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合に行われる<ul style="list-style-type: none">同一建物居住者以外・・・530点同一建物居住者・・・450点●給付限度 月2回	<ul style="list-style-type: none">■管理栄養士による居宅療養管理指導●居宅療養管理事業所が、通院が困難な在宅療養患者に対し、医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合に行われる。<ul style="list-style-type: none">同一建物居住者以外・・・533単位※同一建物居住者・・・452単位※●給付限度 月2回 <p>※一定以上収入のある人は介護保険負担割合は2割</p>

実施機関と管理栄養士の所属

医療保険	介護保険
●主治医と同一の医療機関に所属する常勤または非常勤の管理栄養士	●居宅療養管理指導事業所に所属する常勤または非常勤の管理栄養士

医療保険と介護保険による訪問栄養指導とは

対象疾患

医療保険

腎臓病食・肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、心臓疾患などに対する減塩食、特別な場合の検査食（単なる流動食及軟食は除く）十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満に対する治療食、高血圧に対する減塩食

フェニトイン尿症、楓糖尿病食、ホシジロ尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食、
がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

介護保険

経管栄養のための流動食、嚥下困難者（そのために摂食不良となったものも含む）のための流動食、低栄養状態

実施内容

医療保険

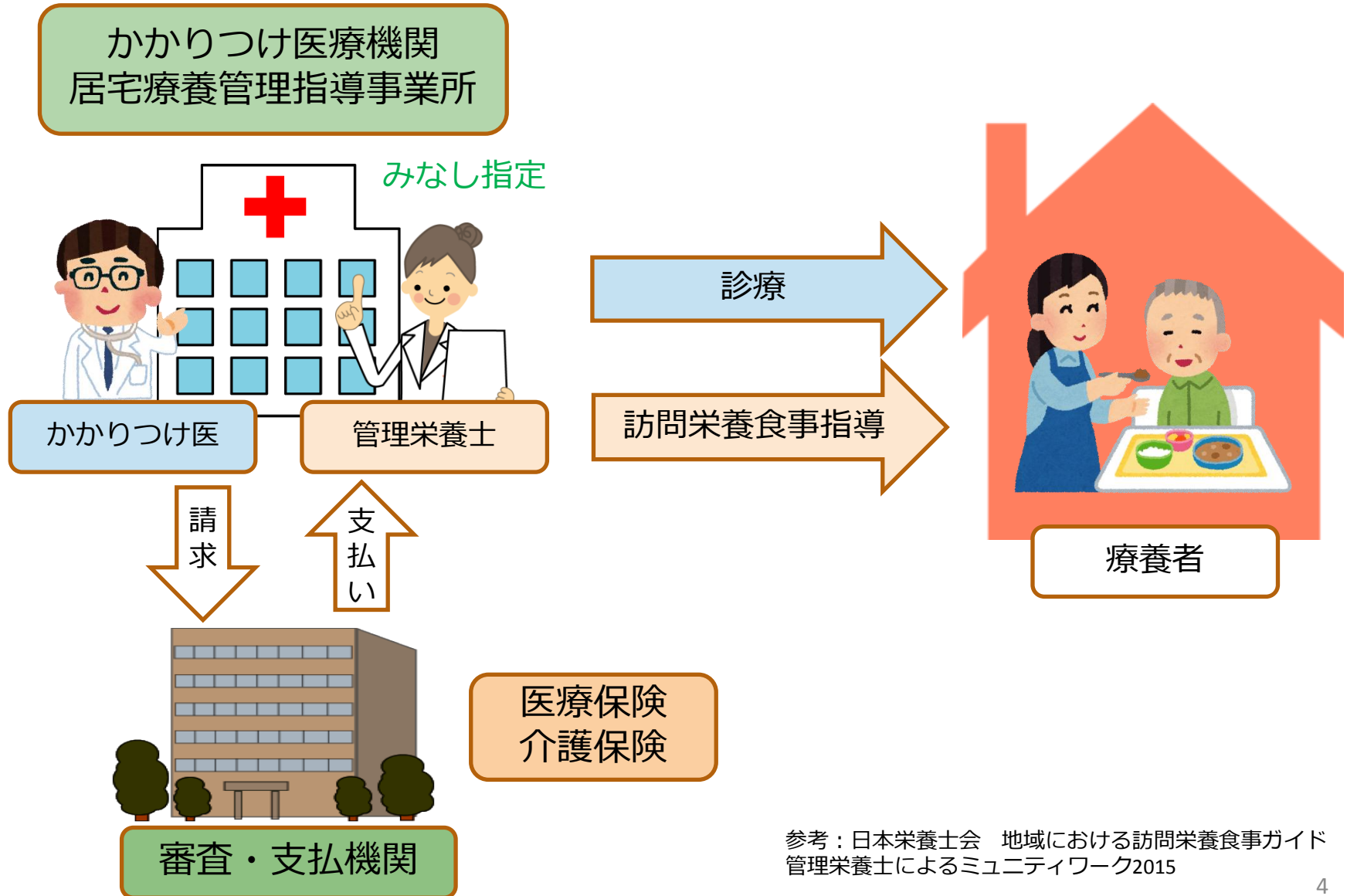
- 当該医師の指示に基づき行う
- 管理栄養士が患者宅を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食事計画案または、具体的な献立等を示した食事指導箋を患者又はその家族等に対して交付し、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を30分以上行った場合に算定

介護保険

- 当該医師の指示に基づき行う
- 関連職種と共同で栄養ケア計画を作成し、交付
- 栄養管理に係わる情報提供、指導または助言を30分以上行う
- 栄養ケアマネジメントの手順に沿って行う
- 栄養状態のモニタリングと評価を行う

訪問指導の実施①

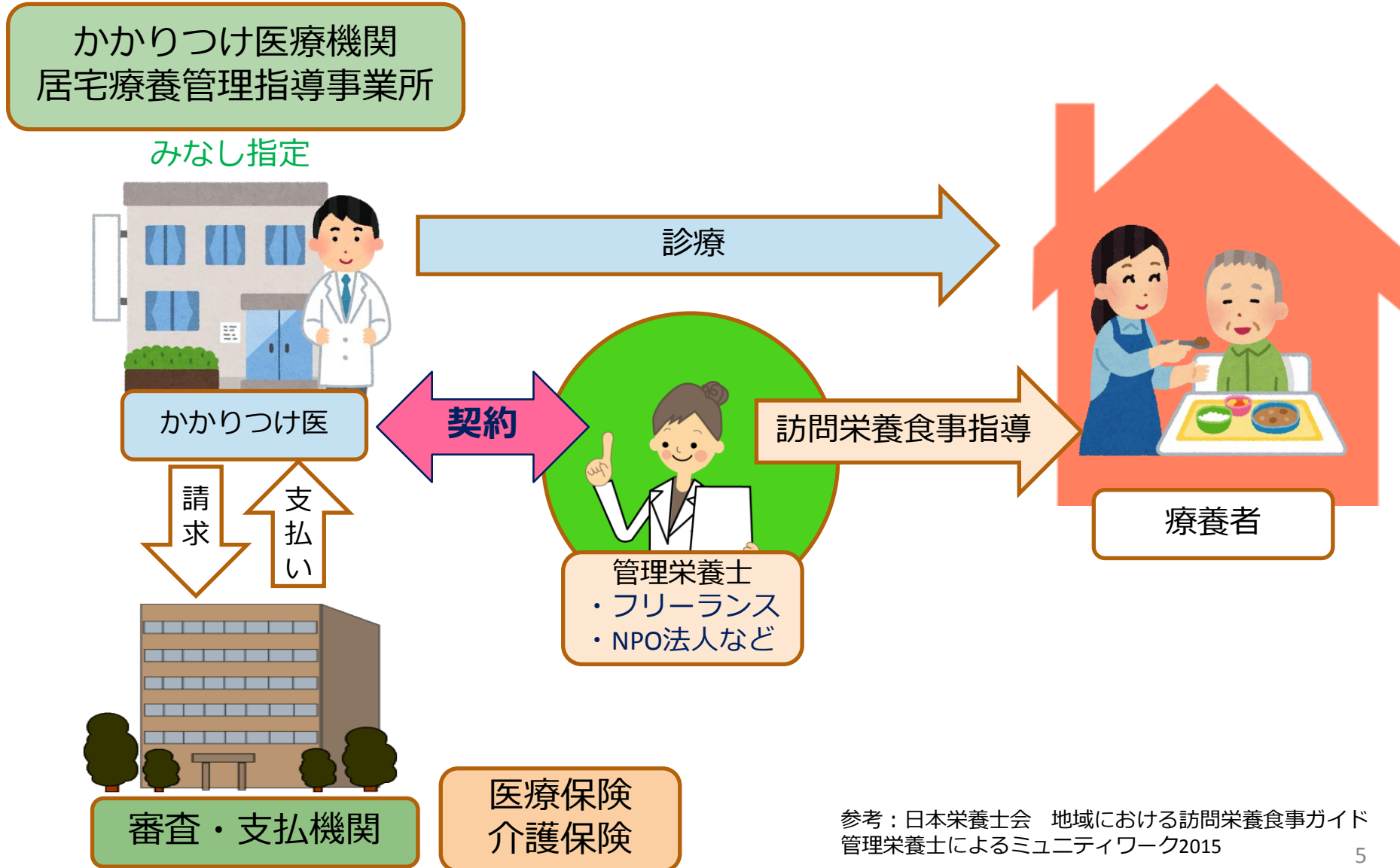
主治医と管理栄養士が同一医療機関にいる場合



参考：日本栄養士会 地域における訪問栄養食事ガイド
管理栄養士によるコミュニティワーク2015

訪問指導の実施②

独立した管理栄養士が訪問する場合



訪問指導の実施③

地域の居宅療養管理事業所として訪問する場合

